

学校法人関西医科大学 ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人関西医科大学ガバナンス・コード（令和3年10月19日）			実施状況の点検（令和7年9月）
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独自の学風・校風が自主性・自立性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、学校法人関西医科大学は、建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を参考に、本学のガバナンス・コードを策定し、そのガバナンス・コードを規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に柔軟に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。 なお、このガバナンス・コードについては、学内外の情勢変化等を踏まえ適宜改訂していくこととします。		
	1－1	建学の精神 （1）建学の精神・大学の使命 ①建学の精神 本学は、「慈仁心鏡」、すなわち慈しみ・めぐみ・愛を心の規範として生きる医人を育成することを建学の精神としています。 ②大学の使命 本学は、独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献しうる医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とします。	・ 本学の建学の精神及び大学の使命に変更はない。
	1－2	教育と研究の目的とその実現に向けて （1）教育の理念 【医学部】 建学の精神に則り、自由・自律・自学の学風のもと、生涯にわたり、学問的探究心を備え、幅広い教養と国際的視野をもち、地域社会に貢献する人間性豊かな良医を育成することを教育の理念とします。 【看護学部】 建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤に、人々の生命・健康・生活を統合した専門的知識・技術を備えた看護力で、社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力をもつ人材を育成することを教育理念とし、学生の「自由・自律・自学」を基盤とした学びを保障します。 【リハビリテーション学部】 建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、何らかの障がいを持つことで生活が制限された人々が社会で自分らしく生活できることを支援する専門的知識・技術を習得し、社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力をもつ人材を育成します。 【医学研究科・修士課程】 医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究・医療を支える人材を育成することを理念とします。 【医学研究科・博士課程】 基礎医学・社会医学・臨床医学系を融合した高度に専門的な各専攻系研究分野において、医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習・研究することにより、医科学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識および人間性を養うことを理念とします。	・ 学部及び研究科毎の教育の理念に変更はない。

		【看護学研究科】 建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、深い教養と高い倫理観および人間愛を基盤とした精深な学識を授け、人の尊厳を尊重し、生命・健康・生活を統合した高度な看護実践力、研究力および教育力を養い、看護学の進展・革新と共に社会の発展と平和に寄与する人材を育成することを教育理念とします。	
		（２）中期計画の策定と実現に必要な取組みについて ① 安定した経営を行うために、大学認証評価を踏まえつつ学内外の環境の変化の予測に基づく適切な中期的な計画を策定します。 ② 中期的な計画の進捗状況については、「中期計画評価・策定作業部会」において進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めています。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保により一層努めています。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	・新中期計画（令和４年度～令和９年度）を令和４年３月に策定し、新中期計画の冊子を全職員に配布し共有している。 ・なお、法人としては今年度に進捗状況を中間評価する予定である。
		（３）私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等との関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を進めます。	・文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等との関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めている。 ・また、新中期計画にダイバーシティの推進や女性管理職比率の向上を掲げるなど、男女共同参画社会や障がい者雇用の推進に努めている。令和 7 年 7 月に人材開発部障がい者雇用推進課を設立し、障がい者雇用推進の強化を図っている。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
	2－1 理事会	（１）理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④ 学長への権限委任 ア 学長が副学長を置くなど、各々担当公務を分担させ管理する体制とします。 イ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥ 賠償責任 ア 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 イ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。 ウ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任に対し、役員損害賠償責任保険を契約し、対応します。 ⑦ 議決制限 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	・ 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事及び大学運営責任者の職務執行を監督している。 ・ 理事会は、年間の開催計画を策定し、また、審議に必要な時間は十分に確保している。 ・ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任に対し、役員損害賠償責任保険を契約している。 ・ 私学法改正にかかり、令和 6 年 11 月の理事会において内部統制システムの基本方針と関連規則等の制定・一部改正が承認され、令和 7 年 4 月 1 日より施行した。 ・ 私学法改正の主旨に則り、令和 7 年 4 月 1 日より寄附行為を改正した。理事選任機関は評議員会とした。 ・ 改正私学法では 3 ヶ月に 1 回以上業務執行理事の業務状況を理事会で報告することが求められており、令和 7 年度の理事会より実施している。 ・ その他、左記の通り対応している。

	2－2 理事	（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、副理事長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	・左記のとおり定め、遵守している。
		（２）学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	・学内理事は、知識・経験・能力に応じて任命し、教育・研究・診療及び経営面について、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行している。
		（３）外部理事の役割 ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	・学外理事は複数名選任している。また、理事会において、様々な視点から意見を頂いている。 ・私学法改正により、「(私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事)」は「(私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に該当する理事)」へ変更する。
		（４）理事への研修機会の提供と充実 学内理事に対し、必要な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	・学内理事に対し、定期的に外部講師を招いて、講演を頂いている。
	2－3 監事	（１）監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	・寄附行為に基づき、左記のとおり取り組んでいる。 ・改正私学法に基づき、令和 7 年 6 月 4 日付で常勤監事が就任した。 ・常勤監事は教学面に関し、3 学部の教授会に出席している。
		（２）監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ② 監事は 2～3 名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	・寄附行為に基づき、左記のとおり取り組んでいる。

		（３）監事監査 ①監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ②監事は、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	・監事監査規程を制定の上、監事監査計画を定め、常任理事会に報告している。
		（４）監事業務を支援するための体制整備 ①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ②監事に対し、十分な研修機会を提供します。 ③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	・監事、公認会計士及び内部監査者の三者で、定期的に意見交換を行っている。 ・文部科学省研修や外部講師を招いての講演会を行い、研修機会を提供している。 ・監事の業務を経理課及び秘書課が適宜サポートしている。 ・理事会資料及び予算・決算・決算見込の状況を事前に説明し、監事の理解を深めている。
	2－4 評議員会	（１）諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 ① 予算、事業計画に関する事項 ② 中期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの （２）評議員から積極的な意見を引き出せるよう、議事運営方法の改善に努めます。 （３）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 （４）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	・寄附行為に基づき、左記のとおり取り組んでいる。 ・（１）の「次に掲げる事項」は私学法改正による寄附行為変更により、次のとおり変更となる。 ① （略） ② 中期的な計画の策定又は変更 ③ （略） ④ 役員及び評議員の報酬に関する基準の策定 ⑤ （略） ⑥ （略） ⑦ 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に掲げる事由による解散 ⑧ （略） ⑨ （略）

	2－5 評議員	（１）評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。 ⑤ 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	・寄附行為に基づき、左記のとおり取り組んでいる。 ・④は私学法改正による寄附行為変更により削除し、⑤が④へ繰り上がる。
第３章 教学ガバナンス （権限・役割の明確化）	学長の任免は、関西医科大学学長選考規程に基づき、理事長が学長候補者選考委員会から学長候補者の推挙を受けた場合、学長審査・監査委員会の審査に付し、同審査において学長として相応しいとされ、理事長が学長予定者と認めた者について、常任理事会の議、理事会の承認を経て、学長に任命するとしています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。		
	3－1 学長	（１）学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、学則第１条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、医学、看護学及びリハビリテーション学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによって独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ② 所属教職員が、学長の方針等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	・学長は、学則第１条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。 ・所属教職員が、学長の方針等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めている。
	3－2 教授会	（２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則において「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」また副学長任用内規において「学長からの特命事項について、学長の校務を補佐する。」「学長からの委嘱を受けて、教育、研究、入試に関する校務をつかさどることができる。」としています。 ② 学部長の役割については、学則において「学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。」としています。	・副学長は、教育、研究、産学連携・知的財産・社会貢献、臨床、入試・国試の５分野の校務を担当している。月１回の学長を交えた副学長会議を開催し、意見交換を行っている。 ・医学部長、看護学部長、リハビリテーション学部長を配置し、学長を補佐している。 ・令和７年４月１日付、特命事項を「医師国家試験対策を中心とした医学教育全般」として学長特別補佐を配置した。

第4章 公共性・信頼性 （ステークホルダーとの関係）	私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。		
	4－1 学生に対して	（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの３つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	・各学部とも３つのポリシーを定め、ホームページで公表している。 ・教育研究推進委員会の点検・評価等に基づき、教育内容・学修環境の整備・充実に取組んでいる。 ・「ハラスメント防止に関する規程」等に基づき、不適切事案に厳正に対処している。
	4－2 教職員等に対して	（１）教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 （２）教職員の質向上 ①ファカルティ・ディベロップメント：FD ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ②スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	・教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。 ・FD 及び SD に関しては、年次計画に基づき着実に実施している。

	4－3 社会に対して	（１）認証評価及び自己点検・評価 ①認証評価 平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、教育研究推進委員会及び自己点検・評価委員会が両輪となって、教育・研究活動の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革策を実行します。 ③学内外への情報公開 自己点検・評価や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	・令和 3 年度に機関別認証評価を受審し認証を得た。令和 4 年度から、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。 ・教育研究推進委員会及び自己点検・評価委員会が両輪となった PDCA サイクルにより、改善・改革策を実行している。 ・教育研究推進委員会の点検結果や自己点検・評価書さらには教育研究に係る各種情報を刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開し、説明責任を果たしている。
		（２）社会貢献・地域連携 ①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。より多くの社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ③大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。 ④環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	・公開講座の開催や寄附講座の設置等、教育・研究・診療の成果を社会に還元するよう努めている。 ・枚方市が主導する「枚方産学公連携プラットフォーム」に参画するなど、産官学連携の取組みを積極的に進めている。 ・各附属病院が自治体の災害拠点病院や災害協力病院に指定されるなど、地域の防災に貢献している。
	4－4 危機管理及び法令遵守	（１）危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③事業継続計画の策定に取組みます。	・防災マニュアルを整備し、災害訓練を行い、大規模災害への対応に取り組んでいる。 ・「ハラスメント防止に関する規程」及び「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を整備し、不祥事の防止に取り組んでいる。 ・各部署の事業継続計画の策定・見直しに向け取組みを進めている。
		（２）法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	・コンプライアンス推進規程を制定し、令和 7 年 4 月 1 日より施行した。 ・寄附行為、学則及び諸規程の整備を行うとともにハラスメント研修を行うなど、法令等を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 ・「公益通報者保護等に関する規則」を整備し受付窓口を常時開設し、不正防止と通報者の保護を図っている。

第5章 透明性の確保 (情報公開)	私立大学は、高等教育の大きな担い手であり、高い公共性が求められ、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。		
	5－1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学科等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 キ 財務の概要	・ 寄附行為等に基づき、左記項目をホームページで公表している。 ・ ②オは私学法改正により「役員及び評議員の報酬に関する基準」へ変更。
		(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	・ 法律上公開が定められていない情報についても、社会的要請も考慮し積極的に情報公開している。

		（３）情報公開の工夫等 ①上記（１）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ②公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、大学概要、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	・上記（１）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供する体制を整えている。
--	--	--	--